

REACH高懸念物質(SVHC)含有について

ソニー株式会社（以降ソニー）製デプスセンサーにおけるREACH高懸念物質(SVHC)含有状況は以下の通りとなります。

尚、以下は2026年6月16日時点での情報であり、条件が変更となった場合には改版となります。

＜対象製品＞ ソニー製デプスセンサー

◆ 対象製品は、次ページ以降のリストをご参照ください。

1. 「REACH高懸念物質(SVHC)含有」の中で述べられるソニー製品とは、添付別紙に限定されます。
2. ソニーは、REACH規則(EC No.1907/2006)59条に従い、2008年10月28日に公開され、2010年1月13日から2026年2月4日までに修正された候補リストに記載の物質について、取引先から入手した情報により調査致しました。候補リストの詳細は欧州化学品庁の下記ウェブサイトをご参照願います。
<http://echa.europa.eu/>
3. お問い合わせの製品につきましては、別紙にアーティクル当たり0.1重量%を超えて含有するREACH高懸念物質(SVHC)を記載しておりますのでご参照願います。

ソニー株式会社
品質CSセンター 製品コンプライアンス部門

別紙
【デプスセンサー】

製品名	ア－ティクル当たり 0.1 重量% 超の SVHC	含有部位	参考(RoHS 適用除外、全て付 属書Ⅲ)
AS-DT1	N,N-ジメチルアセトアミド (CAS No. 127-19-5)	コイル	—
	三酸化二ホウ素 (CAS No. 1303-86-2)	レンズ、ホルダー	—
	2-メチル-4'-メチルチオ-2-モルホリノプロピオフェノン (CAS No. 71868-10-5)	プリント配線板	—
	ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン＝オキシド (CAS No. 75980-60-8)	レンズ	—